

令和6年
きくらげ栽培施設の説明会第3部
議事録

令和6年5月25日 開会
令和6年5月25日 閉会

利根町農業政策課

令和6年
きくらげ栽培施設説明会第3部議事録

令和6年5月25日 午前10時30分開会

1. 住民参加者 23名
1. 説明事業者 チャンプグループ（いのちの郷）4名
1. 出席職員
- | | |
|----------|------|
| 総務課長 | 中村寛之 |
| 政策企画課長 | 布袋哲朗 |
| 財政課長 | 木村宜孝 |
| 農業政策課長 | 飯島弘 |
| 農業政策課長補佐 | 荒井裕二 |
| 農業政策課主査 | 蛭原勇斗 |

※発言の不明瞭な部分については、★で表記しております。

令和6年5月25日（土曜日）
午前10時30分開会

○農政課（荒井） それでは定刻となりましたので、キクラゲ栽培施設の説明会を始めたいと思います。ここでお願いがあります。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りいただくようよろしくお願いいたします。

それでは次第2. 挨拶。農業政策課長の飯島より申し上げます。

○農政課（飯島） 皆様おはようございます。本日はお忙しい中、キクラゲ栽培施設に関する説明会にご参加いただき、ありがとうございます。

農業政策課の飯島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、ご説明させていただきますキクラゲ栽培施設として利用を希望されております、農林業近代化施設につきまして、簡単に経緯をご説明させていただきます。

こちらの施設は以前、キノコ栽培施設として利用されていたもので、利用されていた期間は、平成元年8月から平成5年9月までで、その後平成8年12月に農業関連で使用する目的で、町が購入したものでございますが、現在まで利用者がいない状況でございます。

管理状況といたしましては町職員により見回りを行い、破損しているところがあれば修理するなど対応し、金網を張るなどの防犯対策も行って参りました。

しかし、その金網を切られ、また貼り張り直しても、切られてしまう。

そのような状況の中で管理することが、困難な状況でございました。

平成27年頃になりますが、施設内は、物を盗難された際に散らかされた残骸やごみなど物が散乱しており、管理することが困難な状況となっております。

平成28年頃には、人が立ち入るなど住民の方からご連絡をいただき、立ち入り禁止看板の設置もいたしました。

町といたしまして利活用について検討を重ねていたところでございますが、利活用希望の問い合わせがございましたが、利活用までは至らない。そのような状況の中、2年前になりますが、キクラゲ栽培施設として利活用事業の申し込みがございました。

キクラゲの栽培施設として利活用が可能なのか、県の関係機関への確認や、利活用希望事業者として適当であるか、町の関係課との協議、利活用希望事業者から事業計画等の説明を受け、利活用事業者選定会議を開催し、希望事業者として適当であると認め、利活用事業の協議に入ったところでございます。

本日はキクラゲの栽培施設として、施設の利活用希望事業者である株式会社いのちの郷様にも同席をいただいております。

この後、町の説明と、施設の利用に関するご説明をさせていただき、ご説明の後にはご質問を受けたいと考えております。

本日はお忙しい中、説明会にご出席いただき、ありがとうございます。

○農政課（荒井） ここです、本日の説明側の紹介をさせていただきたいと思っております。

○農政課（飯島） 農業政策課の飯島です。よろしくお願いいたします。

○農政課（蛭原） 同じく農業政策課の蛭原と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課（中村） 総務課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○政策企画課（布袋） 政策企画課の布袋と申します。よろしくお願いいたします。

○財政課（木村） 財政課の木村と申します。よろしくお願いいたします。

○農政課（荒井） 本日の進行を務めます農業政策課の荒井と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者（富島氏） はい。株式会社チャンプホールディングスのCEOの富島純一と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者（綿引氏） 同じく綿引と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者（高橋氏） ㈱いのちの郷、代表取締役の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者（近藤氏） 株式会社ありがとうございます、代表取締役の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

○農政課（荒井） それでは次に次第3. 内容の方に入りたいと思いますが、まず私どもの説明をお聞きいただきまして、そのあとに質疑応答とさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは(1)もえぎ野台自治会からの意見書に対する回答ですが、配布した資料1をご覧ください。

1枚目はですね、もえぎ野台自治会からの要望書になりますが、こちらは後程お読みいただきまして、私どもの回答書の方はですね、2枚目以降になります。

1ページをご覧ください。1ページの中程の1. 稼働開始までの改修工事についてというところで、2つご意見いただきました。

まず①アスベスト関連法に適合した改修工事業計画書の開示についてということでございますが、回答といたしまして、5月20日にアスベスト分析業者より、現場を確認していただき検査が必要な箇所を特定していただきましたので、今後検体を採取し分析を実施するところでございます。この結果をもとにですね、アスベストの封じ込めや囲い込みの方法をいのちの郷さんの方で検討することになってございますので、今のところ、改修工事の計画書については作成されていない状況となっております。

なおですね、改修工事についてはいのちの郷さんの方で実施することになりますので、この賃貸借契約を締結してからの開示になるかと思っております。

次にですね②令和6年度農林業近代化施設廃棄物処理業務委託についてでございますが、回答といたしまして、大気汚染防止法が一部改正されまして、建築物等の解体・改修工事を行う前に、アスベスト事前調査が義務付けられました。

今回の業務委託は、フロアに散乱しているゴミの清掃作業となりまして、施設内をご覧くださいれば分かりますが、壁や天井など建築物の解体作業などは一切行っておりませんので、大気汚染防止法の適用外であると考えます。

2. 栽培業者の管理能力についてということで、①業者選定及びその業者、妥当性ということでございますが、回答といたしましては、令和4年7月11日に、施設の利活用についての事業申し込みがございました。

それ以降、町と事業者、事業者と県で打ち合わせやすり合わせを行った後、徐々に事業計画が具体的になってきたため、令和5年11月21日、施設の利活用に係る申込書類の確認と今後の日程について関係各課の課長で打ち合わせを行いました。

また、令和6年1月9日には、チャンプホールディングスの富島 CEO にご来庁いただきまして、関係各課の課長へ「きくらげ栽培事業提案書」について説明をいただきました。

これを受けまして、令和6年2月7日に関係各課での業者選定会議を開催し、今後の施設利活用事業者の1つとしていのちの郷さんに決定をし、3月19日にいのちの郷さんに最終確認をして利活用事業の協議に入ったところでございます。

利活用事業者の妥当性とのことですが、県の建築指導課とのやりとりや会社の定款、資金計画書、収支計画書を確認し、きくらげ栽培事業提案書を精査させていただき、また、いのちの郷さんの母体となるチャンプホールディングスさんの実績など、総合的に勘案し結論に至ったものでございます。

②契約違反があった場合の契約内容の開示についてということでございますが、回答の方ではですね、公有財産賃貸借契約書（案）の一部抜粋しておりましてこちらに記載しておりますが、これについては後程ご確認いただきたいと思います。

次のページ3ページにいきまして、3.稼働開始後の維持管理についてということで、①用水路の悪臭、雑木伐採、草刈等、今後の環境改善についてということでございますが、回答といたしましては、敷地内については利活用事業者が管理を行いますので、ゴミの散乱や野生動物の棲家という点については解消されるかと思われま。用排水路及びその周辺の雑木、雑草については、管理が豊田新利根土地改良区になりますので、折に触れてですね管理者の方に適正な管理のお願いをしてまいりたいと考えております。

②としまして、環境維持のための定期的な監査等についてということなんですが、先ほどの契約の解除の条件に至ることが予測される事案が発生した場合には、私どもの方で指導等は行いますが、事業の運営や施設管理については、基本的には利活用事業者の責任において行っていただくこととなります。

ただし、地元住民の皆様から苦情等があった場合には、その内容を事業者の方に伝えて、可能なものについては改善していただけるようお願いをしたいと考えております。

③騒音、悪臭、運搬交通、排水についてということでございますが、こちらはですね、きくらげ栽培について県内の別の事業者の施設を我々農業政策課の職員で視察してまいりましたが、菌床栽培を行う過程では、騒音や悪臭は発生しないとお話を伺いましたし、現に現地を見せていただきましたが、そのような問題はないということを確認してまいりました。

音の出るものとしては空調の室外機で、これは一般家庭の空調機と同程度とのございました。

排水に関しては、トイレや事務室から出る生活雑排水、その他菌床栽培で湿度を保つため多少の排水が考えられますが、既存の合併処理浄化槽を撤去し新たに高度処理型合併処理浄化槽を設置しますので、環境衛生上問題のない処理水が排水されるかと思います。

なおですね、水質検査の件もご指摘いただきましたが、高度処理型合併処理浄化槽は年1回の法定点検が義務化されておりますので、その際に水質検査も同時に行われるということでございます。

また、運搬交通に関しましては、従業員の通勤及びきくらげ栽培に関するトラックの交通かと思われるが倉庫業のような頻繁な出入りはなく、周辺の方の迷惑とならないよう配慮しますとのことでした。

次、④施設稼働時に住民立ち合いのもと施設検査を行って欲しいということでございますが、改修工事が完了し施設稼働する時にはですね、住民の皆様が不安解消のためにも、住民立ち合いのもと施設を公開していただくようお願いしております。

町といたしましても、住民の皆様が不安解消のため、改修工事完了後はですね施設敷地の数ヶ所でアスベストの飛散状況について、環境測定を行いたいと考えてございます。

またその環境測定数値はホームページで公表したいと考えております。

4番として、事業終了後の対応、管理について。

①契約更新、また契約の終期についてということでございますが、まだ契約を締結するところまで協議が進んでおりませんので、具体的なことは決まっておられません。あくまでも案ではございますが、契約期間は5年間として、双方申し入れがない場合には自動更新にしたいというふうに考えております。

②事業終了時以降の施設維持管理、周辺環境についてということで、いのちの郷さんが撤退した後ということかと思いますが、事業者の方ですね、撤退するときには、原状回復ということでございますので、もし、その原状回復していただいた時にですね、施設を使えるかどうか判断しながらその時の状況で再度利活用事業者を募るか考えたいと思っております。

また、当該施設の賃貸契約が終了した施設に関しましては、もし利活用事業者を募らない、または募ったとしても決まるまでの間はですね、荒廃しないように農業政策課の方で除草や侵入防止の徹底に努めたいと考えております。

町の説明は以上です。

(2) 事業概要について

いのちの郷様・チャンプホールディングス様よりご説明していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

(事業者が PowerPoint 資料をプロジェクターで映して説明を始める)

○事業者(富島氏) はい。それではですね私の方から事業のご説明をさせていただければと思います。目の前です。プロジェクターの方に沿ってお話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

改めまして、今回のキクラゲ栽培プロジェクトということですね、この中身に入らせていただきます。まず私どもですけれども、株式会社チャンプホールディングスという会社はですね、平成17年、2005年から開業した会社でございます。

私が初代の代表取締役ということで、もともとは自動車販売業をやった会社でございます。

それがですね自動車関連事業を含めまして、複数の事業を行っておりまして、現在は176人の社員さん、アルバイトさん含めて展開してるような会社でございます。

本店の所在地はですね、茨城県の土浦市となっております。主にこの茨城県の県南エリアの方ですね、事業を展開してるような会社でございます。

今回、グループ会社の中ですね、株式会社いのちの郷ということで、2019年に農業の方、事業として始めさせていただいてるというような状況でございます。

私自身がですね、もともと父親方、母親方のおじいちゃん、おばあちゃんが、もともと梨農家ですとか、米を作る農家とか、そういったことをやっておりましたので、私自身もどちらかと言うと小さな頃から鶏小屋から卵をとってきたりですとか、朝食食べるネギを抜いてきたりとか、そんな生活をずっと追った経歴がありましたので、事業の方も少し落ち着いてきたということと、叔母の方がちょっと亡くなりまして、農地の方も余ってきたということからですね、2019年に農業の方させていただいております。

現在は農業の中ですね、微生物農業ということで、なるべく…なるべくという無農薬を推進しております。土づくりから行ってですね、レンコンを約1町と、そしてサツマイモの畑を3町2反ほどやらさせていただいております。キクラゲの栽培はですね、今、ビニールハウス1棟で約600個の菌床で栽培させていただいております。

ここにですね紙の中には、従業員3名と書いてありますが、今日も来させていただいております「株式会社ありがとう」という、うちのグループ会社ですね、身体の障害ですとか、または精神疾患を持つての方々、約40名ほどですね、勤務しております。こちらの障害をお持ちの方約37名と、現在、農業に直接関わる3名の40名で、今言った農業の方をさせていただいております。

現在取引先としましては皆さんご存知のところと、イオンさんという大きいショッピングモールがあるかと思いますが、あの中にですね、わくわく☆ひろばというところがありまして、そこが主に無農薬野菜を販売してるところでございまして、そちらの方に、生のキクラゲですとか、またはレンコン、そしてサツマイモなどの納品をさせていただいております。

こちらはですね、今のチャンプグループといたしましてやってる会社の事業の内容になりますが、左上からですね、不動産の方の一部所有してるものを賃貸していたりですとか、または自動車の販売、そして故障してしまった車のレッカーサービスということで、主にJAFさんからお仕事をいただいておりますけれども、そういった車の引き上げ事業、それからこの就労支援というものが、今お話しした障害をお持ちの方たちの社会復帰の手伝いをさせていただいてる会社でございます。

その他には物流事業ということで、単純な荷物の配送の仕事ですとか、父親が建築関係でございましたので、総合建設業、そしてリサイクル事業ですとか、また今、筑波山の中腹にですね、ホテル一望というものと、日帰り温泉つくば湯というのがございまして。

こちらの方も3年前から、グループ会社に参画いただきまして、私の方がオーナーとして展開させていただいております。

会社の方はですねこれ昨年度ということになりますが、全体で約15億円を超えるような会社となっております。今日現在でいうと約20億円ぐらいの規模に成長しているところですね、一応毎年売上高が上がっており、またスタッフの方もですね、地域に貢献しながら拡大すると、そんな事業体だと思っただけければと思います。

今回、このお話出ているこちらの工場の方のところ、皆さん説明しなくてもわかると思いますが、主には建物の右上のですね部分の写真の大きい工場の部分を使わせていただく予定となっております。

現在ハウスの方ですね約600の菌床の栽培というのをやっておりますが、この工場の方ですと、合計すると約5万個の菌床の栽培ができるかなというところで、収益の方も見込めるのではないかとということで、我々の方もですね、今町の方にいろいろとお願いをしてる最中でございます。

この経緯といたしましては、約 2 年前ほどからお話をさせていただいておりますが、もともとですね、小学校中学校の廃校になっている場所とかが、今茨城県の中で、かなりの数出てきてしまっているという話を聞きつけまして、どこかそういったところで活用できる場所ないですかねっていうところですね、いろいろな市ですとか、町の方に問い合わせをした時に、ちょうどこちらの工場がですね、使われてないんだ、ということでお話をいただきました。

当時ですねもうこちらの小学校というのは、いろいろなところからですね、倉庫として使わせてくれとか、話がきているということだったんですが、こちらの町の工場の方がですね、たまたまキノコ工場として建造された建物ということで、キノコ以外では使ってはいけないという県の方が縛りがありまして、そうするとなかなかですね、業者さんも定まらないというところもお聞きしましたので、それであれば、他に流用性のある小学校は我々じゃなくても使い道がある方がいるかもしれないので、できる限り、もちろん利根町の工場ですね使えればなということで、ここまで日程を調整させていただいております。キラゲの方はですね皆さんもご存知かと思うんですけども、我々の方で栽培しているキラゲの方は、この黒キラゲっていうものと白キラゲというものになっております。

今まで生産地としましては、ほとんど中国製のものが多かったんですけども、近年では日本でも菌床を栽培する業者が増えてきてまして、国産のキノコの方が食卓に並ぶようになってきているということでございます。

生キラゲというのは残念ながらですね、収穫してから 1 週間くらいしかもたないということもありますので、生キラゲの販売と、干しキラゲとして製造が伸ばせる、保存が利くような形として販売をしているというのが現状でございます。

作業工程としましては、そこまで体力的なものがすごくかかるというものではなくてですね、この 1. 2. 3. 4. 5. 6. というような順番であります、この 1 番で並べてあるのが菌床というものになります。

中身の成分としてはですね、オガクズでほとんどのものができてますので、何か有害な物質があるとか、そういったことは一切なくてですね、オガクズの中に養分を含ませてあって、そこに菌床の…キノコの菌が入っているということですね。

その菌がいるうちは発酵して、ある程度キラゲが取れるんですが、最終的にはその菌が死滅してしまうのでキラゲが取れなくなる。

そうするともうただのオガクズとして、栄養分が豊富なオガクズとなっておりますので、私どもの、今現在使っているサツマイモの畑にですね、養分として粉碎をして混ぜる。そういうふうな形で循環型農業というのができるような仕組みとなっております。

収穫の方法とか選別の方法というのはですね、今のうちの方で一番年齢の高い方が 73 歳の女性の方に働いていただいております、障害者さんとですね、一緒に振り分けをしながら、袋詰めや梱包という形でやらせていただいております。

配送のときはですね、大きいトラックってものを私達そもそも所有はしてなくてですね、大抵は、軽トラックですとか、またはハイエースバンのようなもので…、1 日に大量にできるものではないので、その日その日に収穫したものだけを、車の方に積んで納品するというようなことでございます。

そういった意味でですねこちらの廃棄物の問題、騒音の問題と書かせていただいておりますが、先ほど申し上げました通り、廃棄物というのはすべてオガクズと一緒にありますので、いのちの郷の所有している畑の方で肥料として再利用させていただきます。

また再利用する前にですねしばらく、例えば外の敷地で保管してる時期があったとしてもですね、特別な…なんでしょう、においが発生するとか、そういったことも特にありませんので、ご心配はいらないのかなというふうに思っております。

また、先ほど説明しましたように、施設内ですね、排水設備とかも新しくします、そういった意味で、近隣の方にご迷惑をおかけしないかたちになると思っております。

騒音のところになりますけども、菌床が先ほど申し上げましたように年 1 回、5 月の下旬ごろにですね、約 5 万個の菌床を運びますので、そのときだけ大型トラックが 1 回、来るような形になります。

ただ、あそこの場所に直接大型トラック乗り入れはできませんので、近隣の駐車場、大きいところでですね、トラックを一度駐車いただきまして、そこから軽トラックとか、大きくても 2 t 車以下のものをですね、小分けにして工場の方に運び出すような形になります。

5 月の下旬にですね、少し荷物を運び出すときだけがトラックが通ることあると思いますが、日頃はですね、先ほど言いましたように、スタッフの方々の通勤のお車ですとか、また我々が出荷するときは軽

トラックですとか、ハイエースぐらいの大きさというのが主なものになっておりますので、大きなトラックが出入りするってことは、特別ご心配いただくなくても大丈夫かなと思います。

また工場の方ですね、24時間稼働するとか、そういった予定も今のところありませんので、通常9時から5時ぐらいの営業時間の、その前後ぐらいにですね、出勤の方々が通るぐらいの交通量というふうにご理解いただければと思っております。

私どもとしましては、できる限り地元の雇用の創出っていうのを目指しておりますので、最初事業が落ち着くまではですね、我々のメンバーが通勤しながら働いていく形になるかと思いますが、近隣の方々にですねご協力をいただいて、できればうちの方で働いていただけたらありがたいかなというふうに思います。

また製品の方がある程度落ち着いてきましたら、ふるさと納税の方ですとか、そういったことにもご協力できればなというふうに思っております。

また地域社会貢献活動ということでございますが、現在も農業体験ということですね、近隣の小学校中学校、または東京の方の方々がとかですね、県外から集まっていただきまして、収穫体験などもやっておりますので、ぜひキクラゲ工場の方でもですね、できればそういったようなイベントができればいいなというふうに思っています。

最終的な実施スケジュールっていうふうには書かれておりますが、こちらはあくまでも仮で一応載ってるということですので、今回のお話し合いとかですね、進み具合に合わせて、我々の方も、展開していければいいなというふうに思っておりますので、あくまでも案だということでご理解いただければと思います。

以上が私の方からの事業説明ということになりますので、ご清聴ありがとうございました。

○農政課（荒井） はい。ありがとうございます。

それでは（3）の方の質疑応答に入りたいと思います。

ここでお願いなんですけど、議事録を作成する都合上ですね、挙手の上、マイクをお持ちしますので、お名前を言ってから質疑をお願いいたします。

それではいかがでしょうか。

○参加者 A お疲れ様です。もえぎ野台自治会の〇〇と申します。よろしくお願ひします。

先日は質問の回答をいただきましてありがとうございました。

追加ですね質問させていただきましてので本日は回答は結構ですけども、そもそも私どもといたしましても、業務、事業の開始については反対はしておりません。

まさしく発展という考え方で言えば望ましいと考えていますけれども、やはり安全性と今後の展望に対して、明確な安心できる回答を望んでいます。

今日ですねこの後住民の方からも声がありますが、真摯な声ですね。

それから検証していただいて、しっかりと受け取ってもらえたらなと思います。

私からは以上です。

○農政課（荒井） はい。他にございますでしょうか。

ご意見のある方いらっしゃいませんか。はい。

○参加者 B もえぎ野台の〇〇と申しますが、前の川のところ定期的に掃除をやってもらいたいんですけど、どうでしょうか。

今はね。〇〇さんと自分がやってるんですよ。

○農政課（荒井） はい。その辺ですね、先ほども言ったように、あそこの管理はですね、河内町役場の前にある豊田新利根土地改良区の管轄の管理になっておりますので、私どもの方でお伝えしてまいりたいと、そのように考えております。

他にいかがでしょうか。

○参加者 C 私、〇〇と申します。

プロジェクトのご説明と、それからもえぎ野台の問いに対する調査ですとか、確認、検討、今日ご説明ありがとうございました。

幾つかちょっと、ご説明の中で不明なというか…知りたいことがありましたので、ちょっと質問させていただきます。

まずプロジェクトの方からよろしいでしょうか。

今回のプロジェクトの事業開始時、なんですけども、あそこの施設のところに常駐させる監理者の方ですとか、従業員の方ですとか、いらっしゃると思いますけど、何名ぐらいの方が常駐される予定なんで

しょうか。

○事業者（富島氏） はい。まずですね今日お連れしております綿引というんですが、こちらの利用予定の工場の責任者という形で来させていただいております。

住まいの方が取手市になっておりまして、常駐の件ですが、例えば9時から5時をやったときに、ずっといるっていうほど、最初の方はやっぱりやることも少ないのかなというふうに思ってるんですね。

そういった意味では、何かあった時の連絡が取れるようにということで、近隣の方々の方には連絡先等を公開していきたいというふうに思っております。

また一応ですね、誰もいないときに何かあったらという不安は私どもも感じているところでございますので、そこら辺は防犯カメラをセコムさんなんかを付けさせていただいて、遠隔地でもですね、うちの本社でずっと人がおりますので、何かこう動きがあるかの監視などはできるような状態にしていきたいというふうに思ってます。

また事業…会社ですけれども、先ほど言いましたように菌床の仕入時期というのが、毎年5月の下旬という決まりがありまして、なのでそれまでに工場設備が整っていれば例えば5月からやるんですけれども、現状で考えますと、どれだけ早くても、来年になるのかなというふうに思っておりますので、できれば来年に間に合えば5月から開始させていただきまして、少し長引いてしまってですね、もし間に合わないようであれば、再来年になってしまうのかな…というところで、私どももこちらの契約の結び次第かなというふうに思ってるところでございます。

○参加者 C 今よくお答えいただいたんですけど、これから事業開始、それからその前の工事の開始のときに、何かあったら我々どこにご連絡したらいいのか…それとも現地に行ってお話をするのか。

それは事前にちょっと教えていただければというふうに思います。

○事業者（富島氏） はい。もちろん、もし今回のですね、話しに出たアスベストなどの調査終わってから、契約を結んでから工事をするって流れになりますので、始まる前にもし町のホームページにですね何らかの情報を公開していただく時には、うちの会社の連絡先、担当者の携帯番号までは入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○参加者 C わかりました。ありがとうございました。

次にすいません。今度、要望書に対する回答についてなんですけど、1ページの1番のところです。

5月20日の日に分析業者の方が確認をしていただいて、検体を採取しなきゃいけないところがわかりました。

もう具体的にどこどこってわかっていると思うんですけども、もうちょっと詳しくお聞きしたかったんですけども。

○農政課（荒井） 現場の方に行ってください、一番手前の事務室のようなところですね、あそこにアスベスト含有建材と思われるものがあるということで、あの辺の壁を採取していくということ。あと石膏ボードですね、あとトイレのタイルですとか断熱材。そういったものを検体するんですが、一応業者をお願いして見ていただいたところ、12検体ということで回答をいただいております。以上です。

○参加者 C わかりました。最後です。

資料ですね、回答書の3ページ、3番ですね。

先ほど〇〇さんからちょっとお話がありましたけども、あそこの敷地外の周辺のところの管理が豊田新利根土地改良区ということで、ちょっと私もちょっと認識なかったんですけども、これは今回のプロジェクトの契約とは別に、これはもう町ですぐにでもやれることなんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひちょっと現地をこの改良区の方、担当の方と一緒に見ていただいて、即対策を打っていただきたいというのがお願いです。

よろしくをお願いします。

○農政課（荒井） その件についてなんですけど、キノコ工場の北側の方ですね、田んぼを作っている方がいらっしやると思うんですけども、その田んぼを作っている方から木を切って欲しいということで我々の方に連絡があったことがあるんですが、現地に行ったところ工場の方からではなく用排水路ですかねあの水路の敷地だったものですから、その際はやはり豊田新利根土地改良区の方にお伝えしたりして、我々の方もですね一応あそこは工場もありますし、何度となく足しげく通っております見てはおります。以上です。

○参加者 C ぜひ実行まで、持って行っていただきたいというふうに思います。

○農政課（荒井） はい。そうですね。改良区の方の管轄で、あまり強くは言えない部分もあるんですが、住民の方からそういうお願いがあるので、今回に限らず継続的に管理していただくように、適切な

管理をお願いして参りたいとそのように考えております。以上です。

○参加者D ○○といいます。

5月20日のアスベスト分析業者の話ですけれども、実際現場に行って、もう少し詳しく説明、どんな結果だったのかお知らせ願いたいと思います。

例えば、アスベストがあったのかどうなのか。飛散していたのかどうなのか。例えばアスベストのレベルっていくつかあるみたいなんですけれども、どういう状態だったのか。

実際どうかとか、そういうこともきっと専門家ならば、もう少し詳しく現場見たならばわかると思うので、その結果教えていただきたいと思います。

○農政課(荒井) はい。現場を見ていただいたのはですね、アスベストがどこに入っているかの検体を採る…疑わしい箇所を特定しただけであって、これから検体を採ってアスベストの含有検査をするんですね。

なので、アスベストがあったかないかというのは、今後行います検体を採った調査結果によってわかるということになります。

今現在の飛散状況ということでございますが、県南のアスベストの専門家の方とこの前の調査の業者さんにですね見ていただいたところレベル3ということで、今現在は何もしなければ飛散のない状況ではないかと。ただ、今はこの事業の入り口に立っておりますので、この入り口で環境測定をやったらどうかとおっしゃられたので、我々はそのようにしていただきたいということで、いま見積もりをとっているところでございます。以上です。

他にいかがでしょうか。

○参加者E ○○と申します。よろしくお願いいたします。

今、住民の方から、アスベストのご質問、二つに関連した…いくつか続きで、お伺いしたいんですけれども。

土浦県民センターへ声かけしたのは私なんですよね。それで、農政の方、○○さん立ち会いのもとで、私も一緒に同行させていただいた時に、レベル3というのは波板の屋根と壁についた部分、そこは処置する必要はないということで、法令には引っかからないわけですが。

その前はかなり破壊された部分ですね。

旧事務所と言われていた部分だと思いますけどそこはひどく、石膏ボードとか散乱してひどい状態を、検査員と共に見て、それでここは検査が必要だろうという専門家のご判断で、それで町の方で動いていると、現在そうだと思います。

それですね。その直後に、ケイブレイクという解体業者が入りまして、町の依頼だと思いますが、そのガレキを全部撤去されましたね。

それはゴミではなくて、アスベストが含まれている可能性のある確認された石膏ボードが山積みされていたゴミです。

もちろんプラスチックケースだとか、様々なゴミが含まれてましたが、主なゴミは私の印象によると石膏ボードだと思います。

いくつかの種類ですね。ですから、法令に基づいた検体をすると言っているながら、検体しないでゴミを回収した。この回答書にはゴミとか問題がないという書き方もしておりますが行政側は、しかし、いかがでしょうか。

社会的な観点から述べますとね。解体しない、ゴミだけ運んだんだからいいんだということが果たして、理由として通用するのでしょうか。

私、労働基準監督署にも相談しました。この件について。私すぐそこに住んでいるもんですから、非常に生活環境上、気掛かりなんです。

そうしますと、監督署の方は、ぎりぎりの網を潜り抜けた。こう言うのが適切ですね。ですから法に引っかからない判断できないということでございまして、私は恥ずかしいと思いました。

利根町がやっていることが。法に引っかかるか引っかからないかギリギリのことを、なんで住民が心配している中で、やってしまうのか、そんなに急ぐ理由はどこにあるのだろうかということ、ついつい不安に思ってしまうんです。

しかももうその解体業者は、その大量のゴミ確か10トントラックみたいな大きなトラックが3日間続けて入っていました。

私、庭から見えますから。

それだけの大量のゴミをですね。袋に詰めて、さほど防じんマスクもしないような、社員たちが掃除し

てるの見てます。

そのゴミはどこにいたのか。アスベストが入っていたら分別しなきゃいけないはずですよ法令で。

勝手に捨ててはいけないはずなんです。そこまで町が責任を持って対処されたのか。

業者だから、私たちは知らないということで済まされるのか。

これ今、最終処理する義務がありますからねガレキはね。

ですから、アスベストが含まれているものは分別しなきゃいけない義務があります。

その問題を引きずるようなことを、町が要請した責任はどんなふうに思われてるのか、その辺をまずご回答をお願いしたいんですが。

○農政課（荒井） はい。そうですね。今回ですね委託した清掃業者というのはですね。

建物に関する知識のある総合建物解体工事事業者でございまして、産業廃棄物収集運搬の許可も持っており、適切に収集運搬はしていただいているというふうに考えております。

またその後の処理についてもですね、今後提出されることになるんですが、業務完了報告書により適切に処理していたことを確認したいと、そのように考えております。

○参加者 E アスベストが含まれていなかったらそれでいいのかもしれませんが、検体のアスベストが含まれていた場合はどのようになるのでしょうか。

○農政課（荒井） 下に落ちたやつですよ。

○参加者 E ガレキ一緒に運んで行ったゴミそのものをお聞きしているんですけれども。

○農政課（荒井） はい。それを中間処理業者の方で、その辺は適切に処理しているものと、私どもは理解しているので、業務完了報告書により確認したいというふうに考えております。

○参加者 E これ町としては確認するということですね、分別したかどうかの。

○農政課（荒井） はい。作業の時も我々も行って見まして、アスベストのことで、ここはちょっと疑わしい場所であるよということはお伝えしておりますので、その建材については1t 詰めフレコンバッグの方で、開口部、口の方ですね。飛散しないように縛れるようなものに入れていただいております。

そのアスベストに関係のない廃プラスチックですとか、結構プラスチックの箱とか大量にあったんですね。あとちょっと普通のカップの発泡スチロール。イベントで豚汁を入れて皆さんで食べるみたいな。発泡スチロールの器みたいなものが、ものすごく散乱していて、そういった廃プラスチックみたいなものは飛散の問題もないということで、アームロールボックスの方にどんどん詰めて処理しているところは確認しております。以上です。

○参加者 E はい。撤去する前に町の方としては指導されたという解釈でよろしいですね。

アスベストの危険性があるのは別途、違う袋に入れて持っていったはずだということですね。

○農政課（荒井） はい。その点についてはですね、確認はとっております。建材については必ず産業廃棄物で口を縛って飛散しないように持って行ったということでございます。

○参加者 E はい。それでなぜこんなに急いで結局作業されるのか、もえぎ野台自治会からの要望書があるにもかかわらず、その最中に、なぜされるんですか。

○農政課（荒井） はい。これはですね、もう謝ることしかできないんですが、我々ですね、4月18日の説明会を行うまでは、ちょっとアスベストの方まで頭の方が行ってませんで、契約というのは4月に入ってすぐ契約作業の方を進めていってしまったもんですから、もう業務の履行期間に入っていたので、あとは業者に任せるしかないかなというところですね。

○参加者 E 説明会をした意味があるんですか。

18日に説明したからこそ、我々が初めて知って様々な疑問点をね、行政側をお願いしたという段階で、一度立ち止まって我々の要望にこたえるべきじゃないですか。

行政っていうのは、それを自分たちの決めたスケジュールを優先してね。

ひょっとしたらアスベストを撒き散らしたかもしれないおそれがあることまで、なぜやるのか。

私たち終の棲家として周りに住んで、環境を常に良くしようとして、いいまちにしたいということで努力してるんですが、このような住民軽視する行政やめて欲しいなと心から思うわけです。

申し訳ないですけどね、あなたがたも一生懸命やってるんだろうと思いますが、ちょっと順番がおかしいんじゃないかなと住民から思うんですけどね。いかがですか。

○農政課（荒井） はい。〇〇さんおっしゃるようになりますね、現場でも立ち会いしていただいたと思うんですが、4月18日以降にアスベストの問題があるっていうことを我々も認識しましたので、そこでただ契約はもう進んでしまっていたので、すぐにその業者の方に事務室の方なんで、ある程度の囲いはあるので、飛散の方はある程度は防げるとは思うんですけど、それでもアスベストの方ですね、皆様から

ご意見をいただいているので、注意して袋詰めするように、あと、先ほどマスクの話で大したマスクもしていなかったというような話だったんですけども、我々としてはあそこに入るときは必ずマスクをして作業をするようお願いをしたところでございます。以上です。

○参加者 E はい。ありがとうございました。

私、チャンプホールディングスさんの事業に対して反対してるものじゃないんですね。

あそこの施設を使って、栽培するということにはなんら異議はないです。

ただ、建物自体にいろいろ問題があるもんですから、むしろ行政側にいろいろ質問したいことが山ほどありましてね。

別の質問になりますけど、飯島課長は、農業施設として当初さがしていたと、これはキノコに縛られることではないですね、農業事業一般のことを指してるんじゃないかと思うんですが。

ところがですね、富島さんはキノコを作ること以外には使用できないと県から言われているという、その食い違いを1点、どういうことなのか、ご説明いただきたいということですね。

富島さんは町がいじれる状態ではない。

国や県の補助金で建てたので、30年使わないと、壊すことができない。しかし前回5年しか使っていないので、残り25年使わないと壊すことも用途変更もできない。と仰ってまして、その根拠を示す国や県と交わした契約書ですね。その開示を求めたいんですがよろしいですか。

また、不履行。もしも30年使わなかった場合、町としてどのような賠償責任が課せられるのか。

すぐこのへん強調されましたので、ぜひ開示のお願いをしたいんですけども。

○農政課（蛭原） それでは私の方から説明させていただきます。

昭和のときに、農林業近代化施設整備事業ということで国から補助金もらって、当時建てられたもの。その建物の償却期間が31年で、実際に稼働していたのが、平成元年から約5年間ということですので、残り25年はそこを農林業の事業で使わないと、補助金、31年のうちの5年間なので、残り25～6年。お金については31分の5しか使ってないので、残り25～6年分、返却になってしまいます。

○参加者 E 返却というのはどういうことですか。建設費用を賠償するということですか。

○農政課（蛭原） そうですね。建設費含めて、トータル掛かった補助金のお金、国から入ったお金がありますので、それが31年使わないといけないということで、実際に使ったのが5年間、ちょっと正確に計算するとまた25年何ヶ月かになると思うんですが、その期間分、返却の義務が生じてしまいます。

○参加者 E 賠償責任は間違わないということですね。

その大問題を抱えていながら何故37年間も町政で議論してこなかったんですか。

○農政課（蛭原） 議論してこなかったことについては本当に申し訳ないとか言いようがないんですが、おそらく閉鎖当時議論はあったかとは思いますが、ちょっと我々その30年前終わったところまでは、どういう議論になったかについてはちょっと把握はしてないんですが、これはちょっと申し訳ないです。

○参加者 E ですから、かなりの…30数年間っていったらもう代も変わってますし、役所の職員の方もちゃんと引き継いでなかったということですし、議員さんの中にはあの施設知らなかったという人が多いんですよ。

この契約が進んでいることも知らなかった。

なぜそんなところに大金が…、私たちは税金を払ってる…もう知らないことになるわけですけども、なぜ町民が知らないまま、知らせないまま放置していたのかということに対して、大変な不信感を私は抱いてまして、私引越して20年になりますが、その間は放置された状態でしたので…。

あの…どうでしょうか。私は閉鎖しちゃった方がいいんじゃないかという立場なんですよ。

考えとしては、あの広い建物をですね、あと25年使うって想像できないんですよ。

私のイメージとして、もう壊れてますよ、かなり。

25年間っていうと子供が生まれて社会人になるっていう長い時間を想像しますと、今の状態で25年使うなんていう発想自体がもうかなりずれてるなと私は思いまして。

写真で見る限りキレイなように見えますが、検査所とか窓の状態を見ますとね、あれをチャンプさんが改修して使うとかのものではないと思います。

どれだけのお金を事業収入で取り返せるかっていうことも私は、甚だ疑問に思ってますね。

そんなお金をかけるぐらいだったら、今この時点で精算してしまった方がいいんじゃないかなと思うんですよ。

何故そんなに長引かせるんですか。チャンプさんが失敗したらまた同じことを繰り返しますよ、その時点から。そんな負の遺産をです、利根町が持ち続けること自体が将来の利根町に夢はないような。前進するどころか問題を残したまま、次世代に利根町を託すということを我々はしたくないですね。利根町をよりいい街にしたいという想いから言っているんですが。

ですから事業者が入るということは大歓迎ですが、あの施設をです、そのまま引き渡すということなぜ課長さんたち皆さん疑問に思わずやっつけられたのか…。

○事業者（富島氏） すいません。事業者の方の観点で、そこについて私の方からお答えしてもよろしいでしょうか。

○参加者 E はい。お願いします。

○事業者（富島氏） はい。まず、既存の建物が使えるか使えないかって話が今出たと思うんですけども、私どもとしましては十分に使えるという判断のもとに、今回申し入れさせていただいているんですね。

そこに対して、改修が必要かどうかというのはまたちょっと違う観点となっております、現在、我々のキクラゲの製造につきましては、ビニールハウスで現在やっております。

つまりはですね、屋根と風がしのげる場所であれば、キノコが十分に育つということが大前提となっております、現在の建物をです、ものすごくお金をかけて改修するということは、私どもとしても、まずは思っていないですね。

例えば今、屋根から雨どいのようなものが出ておりますが、例えば絶対に雨漏りをしちゃいけないというものを育てるものではありませんし、こう屋根が飛んで行ってしまったらそれは改修しなきゃいけないんですけども、今もビニールハウスでやっていますから。

たまにどこかに穴が開いて水滴が入ってくることとか、そういったことも加味して、十分にキノコの製造ができる場所かなというふうには考えております。

それにプラスですね。ちょっとビニールハウスですと、変な話ですけど、盗難の恐れが非常にありますが、あそこ壁とかも、ある程度人が進入できないものということになっておりますので、防犯上としても非常にありがたいのかなというふうには思っています…まず建物についてはそのように考えております。

○参加者 E あのですね。もう、今後 25 年使えば、60 年以上の老朽化した建物になるということなんですけども、もう耐震構造の問題であったり、今や大型台風が頻繁に来るような気候変動もありますし。そんな中で、雨漏りしない方がいいのかもしれないですけど、屋根が吹っ飛んで、住宅に当たったりですか、そういう被害も考えられるんですよ。

そのようなことまでご考慮していただいているんでしょうか。

○事業者（富島氏） 考慮する部分がどの範疇かということになりましたら、例えば建物を壊す壊さないは私どもの判断ではないので、町の方とご相談いただければと思うんですが、私たちが使うということだけで言いますと、私どももいろんな事業を展開しておりますので、60 年前のホテルとかも購入してあるってこともありますけども、そこは世間の皆様と同じように、そういう台風被害があった時の保険ですとか、そういった当たり前にやるべきことはやらせていただいた中での対応をさせていただくとしかちょっとお答えできないんですが。

○参加者 E 事業者側からはそうだと思いますが、行政側からの答えの方が、私は重要だと思います。

○事業者（富島氏） はい。あともう一つすいません。

先ほどですね、私どもその 2 年前に決めた理由の一つとしましては、当時町長からですね、この建物が今困り事の種だということで、言葉としていただいたので、決めた部分の決め手になったんですね。

私も先ほど冒頭にお話ししましたように、いろいろな小学校、中学校の廃校になってしまっているところを幾つも見学させていただきながら、最終的にこの利根町の方に決めた理由一つが、先ほどの減価償却の部分で、あと 25 年近く使わないと、壊すにも壊せない。今だとお金返すしかない。

そういったものが町の方の遺産として残ってしまって、そこが少し頭の痛い種なんだよねっていうような言葉を聞いて、それであれば、我々の…。

町所有のその他の場所というのは、他の方でも流用できる施設、ただ、たまたま今回のところは、我々の今の既存事業じゃないと利用がしづらいいという部分と、町の悩みの種になっているということを知ったので、そこの何か解決のお手伝いできればいいなということで決めておりますので、そういった意味ではですね私どもも 25 年間使うということであればしっかりと使えるような形をとりたいたと思っています、まさに町長の言葉からですね、そういった悩みの種だと相談…。

相談ではないんですけども。

言葉として聞いたということは、どこまで引き継ぎがあったかっていうのは私の方では分かりませんが、そういったお言葉をいただいたところが私たちの決め手になったということだけは、皆さんにお伝えできればいいかなというふうに思いました。

○農政課（荒井） はい。財政課長の方来ていただいているんで、考えの方財政課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

○財政課（木村） 財政課長の木村でございます。

今、補助金の話がありましたので、ちょっと財政課の立場として町として財政を預かる立場としてどう考えているのかお話ししたいと思います。

実際にですね、先ほど農政課の蛭原の方から話がありましたけども、実際キノコの施設のですね、国の補助金あと県の補助金、あと町からの補助金を使って建てられております。

国庫補助金を使ってる関係上ですね、必ず事業の遂行に当たりまして、ある程度の成果を出さなくてはならない。

耐用年数 31 年という話もありまして、ザックリ 5 年間の稼働ということなので、残り 26 年稼働しないと、取り壊すことができない。もし、取り壊すということであれば国庫金ということで返納するしかないということで、具体的に国・県への 25 年の残りがあるので、いくら返さなくちゃならないのかっていう、単純に 31 分の 25 を掛けて返すのか。それに加算金みたいなものがあるのか、いろいろ諸事情を考慮していただいて逆に減額していただけるのか。

そういう具体的な話はしておりませんので、実際にいくら返さなくちゃならないのかっていう明確な金額は申し上げられないんですけども、一応参考までにですね、平成元年、昭和 63 年のときに、事業費として 1 億 4 千万円さきのお金が使われております。

それで国の補助金が 3 分の 2 ここに投入されておりますので、単純に 9,500 万円ほど国から金額をいただいております。

これも 31 分の 25 を単純にお返しするということになりますと、7 千万円から 8 千万円というお金が町から返還しなければならない。

佐々木町長が就任した当時からの施設は、今のような状態になっておりましたので、町長の方もあの施設は何とかしたいということで、私どもの方も言われておりました。

そういったところで、手を挙げてくださる事業者さんがいらっしゃるといのは、行政の方からして、今までですね、先ほど荒井の方からも申し上げましたが、ずっと放置してきて、でもそれも行政の責任ではございますけども、それでも手を挙げてくださる事業者さんがいらっしゃるといことは、大変ありがたいことだなと。

前回の説明会のときにもお話があったかと思うんですけども、町として貸し出す部分、賃借料については、それほど大きい金額ではないんですけども、賃借料として入ってくるお金、財政的にみてさほど大きい金額が入ってくるわけではないんですけども、今後そういった返還金とかですね、建物の維持管理を考えると、現状使っていただいて、稼働していただいた方が、人が入って作業されていた方が、補修とか、そういった劣化の進行が遅くなりますので、結果として町としては、財政支出が少なくなるのではないかと考えております。一応補助金については、そういったところで、これ、いくら返さなくちゃならないっていうのは明確に今の時点で話が出てくるわけではないんですけども、参考までにはこのくらいの金額をいただいている、ということでお話しさせていただきました。

以上でございます。

○参加者 E はい。課長さんありがとうございます。

えっとですね、当初 31 年間使って、この補助事業を終了するという国と町との契約、そういうことがわかってきました。

ということはですね、当初その建物は 30 年ぐらい使えばもう減価償却のものだと言う解釈が成り立ちますよね。

その程度の建物だと思います。ところがもう 37 年も経ってるんです。それ壊れるの当たり前なんです。

そこを更に 30 年近く使うっていうところに、この事業の曖昧な将来性を私は感じているんですけども。

まず現にもう劣化が進んで、無理ですよ。あと 30 年。

役員の皆様も実際、建物見てですね、そういうことをご判断されてきたのか。

私個人の意見として抑えておきますけれども、あの建物あと 30 年間は無理です。

どっかで挫折されるんじゃないかなと私は想像するからこそ今、始まる前に念を押しておきます。

あの建物はもう持ちませんよという、私の意見でございます。ありがとうございました。

○事業者（富島氏） そうですね。個人の見解だということだったので、特別にそこに対する意見は私の方はないんですが、私どもも25年間やるつもりで、25年以上ですね、基本的にはやり続けるつもりで事業をやりますが、もし万が一撤退するということが、あり得ないことではありませんので、そこについては契約書等でですね、現状復帰を最低限させていただくということで、しっかりと最終的なところまで対応していくつもりでございます。

それが万が一、仮にまた同じようなことで、例えば10年後20年後にまた償却期間がまだ残ってるということであれば、その時にまた、協議は町の方でしていただけたらいいのかなと思ってます。

できるように私どもとしましては、やはり今の会社を20年やっておりますので、永続企業として長くやっていきたいなということで、今後の取り組みとして考えております。

○農政課（荒井） はい。他にご意見ございますでしょうか。

○参加者 C 前回の4月18日の説明会の時にもちょっとお願いをさせていただいたんですけど、今後の時間軸スケジュール、具体的にどういうふうになるのか教えていただきたいというお願いをさせていただきました。

先ほど業者さんの方から、この10月に建物スタート、今後、ここから来年の4月の栽培スタート、これは分かったんだけど、この10月前に、どういう時間軸で何が進められるのか、それを明確にさせていただきたい。

前回の話だと議員さんの説明とかあるかってお聞きしましたけども、今回アスベストの問題で、検査もやんなくちゃいけない。

その結果…それがいつからスタートして、いつ終わって、誰がどういうジャッジをして、契約はどういうふうになってっていう多分10月前のスケジュールが必要なんだと思いますけど、それを我々もちょっと認識しておきたいんで、知らない間になんかこう動いてたってならないように、そういうふうな情報、そういう情報を、我々も認識したいので、ぜひちょっとこれはお願いしたい。公開していただきたいというのがお願いです。

その点は今検討されてると思いますけど、いかがでしょうか。

○農政課（荒井） はい。今現時点でのお話になってしまうんですが、まずアスベスト検体と環境測定の方を次のステップとして考えております。それで、その次のステップとしましては、時間軸としましては、6月の上旬くらいには分析業者と契約して、お願いしたいと。

そうすると、結果が約1か月掛かると言われておりますので、7月の上旬ないし中旬くらいには結果がフィードバックされるというふうに思っております。

そこでですね、数値はホームページで公開するというふうに考えておりますが、その結果をチャンプホールディングスさん、ないし、いのちの郷さんの方にですね公開して、アスベストの封じ込めなどの対策ですね、法令に遵守した対策の方を考えていただいて、そのあたりは時間かかるんでしょうけど、それと同時にですね、議会の方に上程する前にですね、議員さんにこういった経緯など含めて説明申し上げまして、できればこの時間軸でいいのであれば、9月の議会の方に上程できればいいのかなというふうに思っております。

それで9月議会の方でもし可決されれば、そのあとは契約を結んで、それからのことはチャンプホールディングスさん、いのちの郷さんで進めていくって形になりますので、ご了解いただければと思います。

○参加者 C あの、聞いて分かりました。チャンプさんが説明していただいた7ページの資料のように、今言われたことを明文化していただいて、それをやっぱり事前に公開していただきたい。

次のマイナスというのはどこにあるのか。そこを明確にさせていただきたい。それはお願いして、対応していただけるということで。

○農政課（荒井） はい。ちょっと…今あれなんですけど…前向きに検討させていただきます。

○参加者 C それ、ぜひやらないと、みんな不安ですよ、知らないうちにすべてが進むって話でよろしいですかって言ってるようになってしまいますよ。

○農政課（蛭原） もえぎ野台自治会の方から2回目の質問いただいておりますので、今その回答を…。今日の説明会の内容を踏まえながら、回答させていただきますので、そこでお答えさせってもらうような形で考えていただければなど。そこで表をつけるなり。

○参加者 C お願いします。

○農政課（蛭原） ただ、その工事の具体的なスケジュール、内容については、基本的に我々議会に上程するのがいのちの郷さんと賃貸借契約を結んでよいか。

実際その工事になるのは貸し出した後に、その電気設備なり水道なり、そういった具体的な話が進んでいくと思うので、行政側のスケジュールとしては回答書でお答えさせていただいて、その工事の具体的な内容になっちゃうと、その貸し出した後の、ちょっとお話になっちゃうので、その前に話してってなると、またお答えできない状況になるので、一応行政側でできるところ…、

○参加者 C そこまで求めてませんので、計画をお願いしたいという…。

○農政課（蛭原） 承知しました。

○参加者 C お願いします。

○農政課（荒井） 他にご意見ある方

○参加者 F もえぎ野台自治会の〇〇と申します。先ほどの蛭原さんの方からお話ありましたが、当自治会、5月10日に、この今日の資料で用意していただいた意見書を入れさせていただきました。

それで20日に回答もらったわけですね。それを今日提示して、紹介していただきました。

そのあと我々、間髪入れずに、実は20日の回答を、到底納得できないものとして、再意見書を出させていただきました。

それを踏まえた、20日の回答ではなかったんで非常に残念だと思います。

今日多分ここにおられる方はもえぎ野台5丁目に住まわれる方が多分ほとんどだと思うんですけども、やっぱり今日、こういうふうにな時間とっていただいて、住民の皆様と直接意見を聞いていただければ、何が問題なのかって言うのが、私としては伝わっているんじゃないかと思うんですけども、回答の中にはね、やっぱり行政側のちょっとこれ勉強不足じゃないかなって言うところがあって、非常にまたさらに一層不安を感じるところであります。

アスベストの話がねやっぱり複数の方から出てるんで、我々そういった話があったから、多分〇〇さんも、ものすごい勉強されたと思うんですよ。

専門家ではないと思うんですけどね、我々も勉強させていただきました。その中で、先ほど喫緊の課題としてね、さっき、何でこんなに片づけ急いでやるんだという話の中で、20日の回答にもありますけども、今回は片付けなので、大気汚染防止法の適用外っていうふうに書かれてますけど。

いや先ほど〇〇さんね、十分説明されたので理解されたと思うんだけど、アスベスト含有が疑われる建材が散らばっている以上、これはその規制に入るんじゃないかという。我々も思っているわけですよ。それを踏まえて、10日の意見書も22日の意見書も、22日の意見書には即刻作業を中止すべきだと。

ついては、検体採取箇所を、アスベストが含有される、含有の疑いの建材の名前を、開示してくれというふうにお願しました。

今日はそこは回答できないんですよ。ていうのは、もう片付け終わっちゃってるからね、今更中止も何もないんだろうけど、先ほど適正に最終処分場まで処理されてると思いますって言ったけど、これアスベスト含有されてることが発覚すればね、アスベスト含有建材って産業廃棄物じゃないんですよ。

ご存知ないんですかね、特別管理廃棄物なんですよ。

日本でもね限られたところしか処分できない。

そういうこと、知らないで、よく言ってるよなって思うわけですよ。

先ほど冒頭の質問の最初に、うちの会長が22日の質問書の回答は、まあね、昨日の今日の話ですから、回答も正しく用意されてないでしょうからいいですよって言ったけど、ほぼほぼ部分はね、あえて今進行中の問題でありますから、これはちょっとね回答いただきたいなとは思いますが。

いや知らないんだったら知らないんで、いいじゃない。

いや我々県にも告発しますよ。こういう事態になってますよと。それでいいですかと。いうふうにさせていただきますよ。

だから、今現在進行中の問題としては、アスベスト。それから、多分住民の皆さんがね一番思ってるのは、37年間ほったらかしされてて、先ほどね、木刈ってくれないかなとか、ドブさらいもやってんだよって話が出ましたけど、それだってね、先ほど冒頭の農政課長のあいさつの中で、「いやあ、網を張っても切られるし、やりようがないんだよね」みたいな。

行政の課長が言うような子供じみた言い訳しないでさ、ダメだったらダメで予算組むなり何なりしてさ、セキュリティなんか組むなりすればいいじゃん。で、それがこの施設ね、残りあと26年ですか。

使わないと、お金返さなきゃいけないから何とか使いたいんだって気持ちはわかるんだけど、ね、到底、やっぱり僕も〇〇さんと同じ意見ですよ。

この後30年あの建物まともに建ってるわけないんだから、チャンプさんが責任持って、残り26年やる契約にもならないわけですよ。

当面5年なんですよ。その後は更新していくっていう考えなんですよ。

じゃここで責任持って、残り償還するまで責任を持って運営しますって言ってくれりゃいいけど、そうはいかないだろうから。

事業者との関係の中でね。

だから、いずれまたキノコ工場と同じ状態になるということが、ここにいる人たちの心配なんです。

そこをどうするのか、町はどういう風に考えているのか。

どういう作業をもって住民に、今後の話を与えるのかっていうのを、回答いただきたいんですよね。

それをさんざん昔から言ってるんだけど、ここに返ってこないから、こういうねえ、悲しい説明会を何回もやらなきゃいけないし、そうなるわけですよ。

その辺ちゃんと考えたほうがいいですよ。利根町は。

これずっと繰り返しますよ。

まず、アスベストの関係はね。全然、多分これ、もうそもそも行政側が勘違いしてると思うんで。

即、動いてもらわないと。

これ、我々自治会として県のほうに告発させていただきます。いかがですかそれは。

○農政課（蛭原） ちょっと私の方からお話させていただきます。

清掃作業につきまして、アスベスト、当初その、皆さん住民説明会で、我々にご指摘いただいて、初めて知ったってわけではないんですが、そのアスベストの知識がなかったっていうのは正直なところで、そこについては、申し訳ないなと考えております。

ですが知識がないからこそ、清掃業者頼みにはなってしまうんですが、知識は清掃会社の方が詳しく持っているので、我々の方でこういうゴミ、産業廃棄物があるので、適正に処理してください。

その先の本当にアスベストの知識がないので、結局、お願いする内容については業者任せになってしまうのは申し訳ないんですが、ただ皆さんからアスベストの、あの話今回ご指摘いただきましたので、清掃については業者の方できちんと処分していただくっていうことで、処理してもらっているはずでございます。

これから建物のアスベストの検査につきましても、6月上旬頃、見積もりいただいて、契約して、大体それから1ヶ月ぐらいで検査の結果が出ますので、それを公表させていただいて、またいのちの郷さんとお話させていただいて、撤去するところ、封じ込めるところ。

封じ込めていただいて、そのあと、本当に封じ込められたかどうか。

○参加者F いや、これからの話してるんじゃないんですよ。これまでの話してるの。

○農政課（蛭原） 清掃作業をそのアスベストの知識がないまま進めちゃったっていうのは申し訳ないんですが、業者の方にはきちんと適正に処理していただいているのかなと。

これまでの草刈、ドブさらいの話で管理されてないところ、カメラ付ければ良かったんじゃないかって、今ご指摘いただいたんですけれども、おそらくその当時の話では、使わないところをカメラを入れるってことまで費用はかけられなかったのかな…と思うんですが、今回そのお話をいただいたので、例えばいのちの郷さんが5年10年、25年以上やっていただけるっていうことで、今説明してもらったんですが。

もしそれが仮に5年10年、数年で仮に終わってしまうような状況になったときには、今ご指摘いただいたカメラを付ければ良かったとか、そういった今後の対策、事業撤退後には、そういう対策、町の方でお話させてもらって、どうにかできないかってことで、その時には協議をさせていただくようにしますので、それでちょっとご理解いただければと思います。

よろしくをお願いします。

○参加者F 理解のしようがないんですけど。あの、アスベストに関しては、適正に処理をされてるはずですよっていう、それがどういった根拠なのかね。

信頼してるから、されているはずですよっていうことだけなのかな。

産業廃棄物って、排出事業者責任なんですよ。

要するに排出事業者、利根町の責任なんですよ。

業者は被害者なんですよ。アスベストが含有されてるかもしれないっていう情報を、多分与えてないんだよね。

そういう中で、ただ片付けろっていう、そういう話だと思うんですよ。

○農政課（蛭原） アスベストが含有されてるかもしれないっていうのは、お話をさせていただいてます。

○参加者F それで、どういう対応したんですか。

○農政課（蛭原） どういう対応…

○参加者 F いやだって検体は、これから採るんでしょ。まだ検査してないんでしょ。

○農政課（蛭原） そうです。検査はこれからですね。

○参加者 F 全然時系列が合っていないですよ。やってることが全然トンチンカン。

○農政課（蛭原） 本当にアスベストの知識がなかったっていうのは申し訳ないんですが。

我々も結局、すべての法律に精通しているわけではないので、結局、詳しい機関にお話を聞きながらの対応になってしまうので、その知識のある業者が清掃し、大丈夫ってことでご判断いただいているので、我々としてはそれを信じるしかないのかなと。

（「それは違う」と呼ぶ者あり）

（「順番が違う」と呼ぶ者あり）

（「調べてから頼むんじゃないの」と呼ぶ者あり）

（「おかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○農政課（蛭原） 含有してるかもしれないっていうのは、説明会で皆さんのご指摘により知った状況でして…。

○参加者 F 住民に教えてもらってどうすんだよ。行政が。

○農政課（蛭原） そういう知識がなかったっていうのは、本当に申し訳なかったとしか…

（何か呼ぶ者、複数あり）

○農政課（蛭原） その順番については申しわけないんですが、その時点では入札も、事前に進んでいってしまったので、途中で止めるっていうのはできなかった…

（何か呼ぶ者、複数あり）

○農政課（蛭原） アスベストの処分については、業者さんをお願いしたので、それをもう結局もう処分してもらったものをちょっとこれからどうするかっていうのは、もう行ってしまったものをなかったことには、ちょっと申し訳ないですができないので、これからはキッチンとやっていくってことで、ご納得いただくしかないのかな…。っていうのが我々の見解なんです。

○参加者 F 法違反です。

○農政課（蛭原） 我々として発注者側の義務はあるんですけども、事前に建物の解体について素材だとか、有害物質だとかっていう知識が、結局職員側としては持ち合わせていないっていうのが現状です。それでよくわからないから、この業者に任せるあの業者に任せるって、そういう相談させていただきながらやっていただくものになるので。

その知識がなかったのは申し訳ないんですが、もちろんそのすべての法律を我々の方で理解していれば、私どもの方で対応できたかとは思いますが、そこはちょっと我々が勉強不足で申しわけなかったのかなと思っております。

○参加者 F まあとにかく、検体調べるのにはまだ時間がかかるんだから、それを出たときに、ちゃんとね、さかのぼっても対応すべきだと思いますよ。行政の責任として。

いや処理しちゃったから、もうなかったことに絶対できないから。法違反してるんだから。

法違反の可能性あるわけだからね。

もし検体から何も出なくて、安全だということが証明されれば、その時点で終わるかもしれないけど。そうじゃないでしょう。

○農政課（蛭原） 検体採るのが天井とか壁とか、そのトイレのタイルなりってことで、ちょっとお話をいただいたんですけども、それが結局、中に散らばってた所に入ってるかどうかっていうのは、今の話ではちょっとわからないのかなっていうところなんです。

○参加者 F まあとにかくアスベストが含有されると、特別管理廃棄物なんですよ。

一般の産業廃棄物じゃないんですよ。全然別の管理の仕方をする廃棄物処理場に持ち込まなきゃいけないです。

さかのぼっても取りづらくてもやるしかないんじゃないですか。行政の責任として。

○農政課（蛭原） そうでしたらちょっと、業務の完了報告がこれから上がってくるとお思いますので、ちょっとそこで業者さんとちょっと、上がってくる前にちょっと話をさせていただきます。

○参加者 F まず業者に通知しなさいよ。こういう状態だって。話すればプロの廃棄物処理業者だったら分かるから。

○農政課(蛭原) ちょっと私の方で思ってるのが、実際に産廃の撤去をしてもらった業者さんが知識を有しているの、その辺はしっかりやってもらったとは思ってはいるんですが…

○参加者F だから、入ってるか入ってないかまだわからない時点で処理させてるんだから。業者も被害者なんですよ。ないという前提で処理させてるんだから

○農政課(蛭原) そうするとごめんなさい、ちょっとアスベストのことを私もちょっと調べさせてもらったんですけど、アスベストは2006年ぐらいまでは、もうほとんどの建物に使われているっていうのが前提にあるとさせてもらって、業者さんは2006年以前の建物の解体を何十件ってこなしている業者さんだと思いますので、そこで入っている入っていないって、ある程度わかるのかなとは思っているんですが…

○参加者F 分かりません。そんなことは。検査しないと。

(何か呼ぶ者あり)

○農政課(蛭原) そうすると私達の方で今業者さんに相談させてもらって、業者がそのアスベスト、ちゃんと処理、特別処理する、義務を怠っているっていうことですよ。

○参加者F そうです。そうです。まあ県にも対応、相談したらどうですか。

○農政課(蛭原) ちょっといったん業者さんとどういう処理したか。

報告書が上がってくる前にちょっと清掃業者と相談させていただきます。

○参加者F まさかこの場でここまで話になると思わなかったの、当然、行政側がそのくらいの知識はあるんだと思ってるから、我々住民レベルの知識でしか言ってませんよ。ここでは。特に専門的な知識があるわけでもないんで。

○農政課(蛭原) アスベストの知識がなかったのは申し訳ないんですが、我々農業政策課でやってるもので、ちょっと建物とかまでは、ごめんなさい、ちょっと知識を有していなかったっていうのが現状で…

○参加者F いやいや行政を責めているんじゃないかと、利根町を責めてるんです。

(何か呼ぶ者あり)

○農政課(蛭原) 結局分からないからこそ、いろんな方に相談させてもらって…

(「自分で調べればいいじゃん」と呼ぶ者あり)

○農政課(蛭原) 調べるっていうのは、結局業者に話させてもらってっていう…

(何か呼ぶ者、複数あり)

○農政課(蛭原) 結局もう…なんだろう…皆さん、例えばお医者さんの中でも、歯科医、外科医いろんな医師がいて、結局皆さんいろんな病気になる中で、結局その中の専門医の方、見つけて、その特定の病気を治してもらっているのがあると思うんですが、これは虫歯だよ、これは胃癌だよっていうふうにその病気の、何だろう、あらゆるすべてのものを、我々一個人でちょっと理解できるものではないので、そこについては、本当にもう専門家の方に相談するっていうのがベストなのかなと。我々の方でも、ある程度調べきれなかったっていうのは、本当に勉強不足で申し訳なかったなとは考えております。

○参加者F いや、責任を持って対応してください。

○農政課(蛭原) わかりました。ちょっと今後も…

○参加者F 長くなるので、ちょっとね。実は22日に、再意見書を出させていただきました。

大きくは5項目です。

まだ、ここにいる住民の皆様には、その内容を実は、我々自治会の役員で、この20日の回答書に対する、納得できない部分ということでお話しさせていただいたんで、まあこれに関係することばかりなんですけども、先ほどのアスベストの話、それから住民から実は、放射能どうなってんのって話がでてるんで、その回答は20日の回答にはありませんでしたよね。

それと大きくは、これまで30年以上無管理状態で、近隣の皆様も迷惑と、それから、場合によっては、ゴミの片付けだとか、草刈だとか、結局、町の職員が総出でやっていると言いながら、5丁目の住民を巻き込んで、悪い言い方だけど手伝わせたっていう、そういうことは今後ないようにしてほしいんですよ。

キクラゲ栽培やってる稼働中は、まあキレイな状態かもしれないけど、いずれこれ終わるわけですよ。先ほど〇〇さんからも世代が変わる時代。後の世代にね、変わるころになってるかも知れないけど、そ

のときどうするかという。

施設自体をどうするかという話も出ましたが、当面の5年後10年後はどうなってるかわからないんで、その時はどうするんだっていうのを明確に町から出してもらわないと、我々は不安です。ずっと。〇〇さん、20年間不安抱えたまま過ごしてきたっていうけど、これからの何十年はちょっともう勘弁して欲しいというのが、ここにいる人たちの総意だと思うんです。自治会でそれを汲んで、こういう意見書を出したわけです。というわけで、しっかり文面で回答していただきたいということでお願いしますんで、回答お待ちしております。

○総務課（中村） 総務課の中村です。

今の件で、管理の件でお話なんですけど、確かにここ30年間ぐらい、皆さんの望むような管理をできてなかったっていうのが実際の話だと思いますので、それをこの場をお借りして謝るしかないんですけども、今後につきましては、いのちの郷さんの方がもし決まったら、そちらでできる限りやっていただいて、その間何かあれば農業政策課を通して言っていただければ、会社の管理じゃない部分については、町で対応させていただきたいと考えております。

それからのちの郷さんは先ほど、そちらからもお話出ましたが5年10年いつなるかわからないっていうことで今心配の声が上がっておりますけども、その件に関しましては、もう使えなくなったっていうことであれば、その時は解体のことも含めて検討させていただくっていうのは、一応町の見解ということでありますので、それだけ報告させていただきます。

うん。

○参加者 E 今日の説明会で住民の皆さんがおっしゃったことが総意だと思います。

お役員さんたち、現場を見てない。見てないからこそ、こういう計画を立てれるんだと思うんです。

私たち日常的に見てます。

もえぎ野台の住民たちはすぐそばですからね。ですから私たちのがよく知ってるんですよ。

ぜひ住民のですね、要望をもっと真摯に受けとめて欲しいと思います。

今総務課長さんがおっしゃったのは、もう予定通り計画進めますよという意思表示と私は聞きましたけどね。

なぜ立ち止まれないんですか。もう減価償却済んでるような建物なんですよ。

ボロ小屋。もう廃屋に近いもので、なぜ利根町は維持したいのか。それよりは国と相談してですね、賠償金額も減額してもらったりだとか、アスベストレベル3と言えアスベストには変わらないんですよ。

私たちはすぐそばに住んでまして。

利根町はアスベストのない町と言って、もっと宣伝するようなことできないんですか。

住民たちが安心して住むような利根町であってほしいですね。

ですから、使ってもいないもの、ずっと何十年も放置してるんだったら、そういうゆがんだものは壊してほしいです。

それぐらいのお金はあるでしょう。

私たちは安全に暮らしたいんです。いい街にしたいんです。

なぜそういう負の遺産をいつまでも引きずって、小銭を入れるようなそんな貧しい考えなんですか。

もっといい街にするためにどういう努力が必要なのかね。

行政がもっと真剣に考えてほしい。そう思います。

（拍手）

○総務課（中村） 今後、先ほどアスベストの話が出ましたが、そちらについては回答の方さしていただいて、それで私が言ったのは、今までの30年間、そこに関して町の管理の方が不十分だったということをしておりまして、それで今後、もし、いのちの郷さんに決まった場合ということで、それはまだ今の段階では当然決まってませんので、決意表明というか、そういう形ではないこと、それは説明させていただきます。

今後につきましても、皆さんの、まあ最初、あの自治会長さんの方からおっしゃってくれた、その、この建物で、稼動について反対はしてないっていう意見がございましたので、一番最初にありましたので、そのへんと、その心配な部分のアスベストであったり、管理っていうところが一番多く質問で出てたのかなっていうことで、私の方は思っておりましたので、今回そういったかたちの私のお話をさせていただいたっていうことでございます。

○農政課（荒井） ほかが意見どうでしょう。

ございますか。なければですね、終了したいと思います。

(4) のその他は何かございますでしょうか。

なければ以上でキクラゲ栽培施設の説明会を終了します。

本日は、お時間をいただきありがとうございました。

午後 0 時 27 分閉会